平成２２年（フ）第２号
沖縄県那覇市松川１丁目５番８号
債務者　城間　宣子（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８号
沖縄県那覇市字牧志２丁目19番２号　うるま住宅402号室、住民票上の住所沖縄県那覇市字安里388番地１
債務者　備瀬　信子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３３号
福島県郡山市大槻町字中ノ平363番地　パセオジュネス201号
債務者　横田　晋宏
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
福島県郡山市安積町荒井字南大部13番地の１
債務者　藤澤　和子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
福島県郡山市緑町26番４号
債務者　川口　留里
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
福島県郡山市開成２丁目38番９号　南中央マンション103号
債務者　小儀　　功
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９号
神戸市長田区大丸町１丁目20―11―105、住民票上の住所兵庫県西宮市樋之池町22番２―202号
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０号
神戸市灘区深田町３丁目２番２号ソレイユ六甲道201
債務者　杉田　宣彦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１号
神戸市須磨区中落合４丁目２番486―303号
債務者　川野　明子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７４号
千葉県山武郡大網白里町富田14番地３
債務者　福士あい子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
千葉県山武市木原2278番地６
債務者　川田　昭子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３７２号
青森県弘前市大字城南１丁目22番地７
債務者　古田　昌治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３７３号
青森県弘前市大字城南１丁目22番地７
債務者　古田　早智
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３７５号
青森市浪岡大字郷山前字上野28番地８号　工藤幹治方、住民票上の住所青森市大字矢田前字本泉23番地30　山本義行方
債務者　山本　義治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７号
青森県青森市浪岡大字浪岡字林本118番地１
債務者　千葉　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８号
青森県黒石市追子野木３丁目32番地
債務者　野呂　　修
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２号
青森県青森市浪岡大字浪岡字若松76番地６
債務者　津川なつみ
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部